

鶴岡市温海ふれあいセンター指定管理者制度導入

参 考 資 料

資料1 Q&A集

資料2 指定管理制度導入前、導入後の地域コミュニティ体系図

資料3 指定管理制度導入前、導入後のイメージ図

資料4 新組織設立と指定管理導入スケジュール（案）

Q & A

Q. 温海ふれあいセンターの指定管理制度の活用はいつ、どのような経過で出た話なのか

- A. 平成 23 年 7 月に策定された鶴岡市行財政改革大綱に基づく実施計画の中で、財政の健全化策として、公共施設の統廃合、民間への譲渡・委託の推進が打ち出され、地区公民館の機能・運営の見直しの検討も盛り込まれたことを機に協議がなされ今日に至っています。

行財政改革大綱実施計画で、「地区公民館の機能・運営手法の見直し」の方向性が示されたことに伴い、「温海第 1～4 地区公民館は廃止」とし、鶴岡市温海公民館でもある温海ふれあいセンターについては、温海地域全域を範囲とする生涯学習センター若しくは文化施設として指定管理する方向で検討してまいりました。

Q. 新組織設立による具体的なメリットは

- A. 指定管理団体から、温海ふれあいセンターに職員を配置してもらうこととなります。市職員と違い異動がないため、経験の積み重ねなどにより専門的な運営が期待できます。各団体の代表より、新組織の構成員となっていただくことにより、それぞれの分野においてのノウハウやアイデアを生かした柔軟な活用が期待できます。

Q. 指定管理団体は、NPOや財団等の法人にするのか

- A. 任意団体として指定管理を受けていただく予定です。NPO 法人となると、10 名以上の社員の雇用や、法律に定められた多くの諸手続きを行い所轄官庁より認証を受けなければなりません。自由に設立できる任意団体でも指定管理業務は十分に運用可能です。

Q. 地区自治会との関連は

- A. 指定管理団体の構成団体の一つとして加わっていただきます。
地区自治会には、担当の市職員が配置され、これまでと同様の運営になります。
指定管理者が行う講座等、一緒に運営する場合があります。

Q. 新組織の運営経費はどうなるのか

- A. 鶴岡市より交付される指定管理料等で運営することになります。

Q. ふれあいセンターの変わる場所はどこか

- A. これまで、市職員と市が雇用した職員が施設の管理や貸館業務等を行っていましたが、指定管理後は、新組織が雇用した職員により運営することになります。ただし、大規模改修や、保守点検等の委託契約事務は市側で行います。

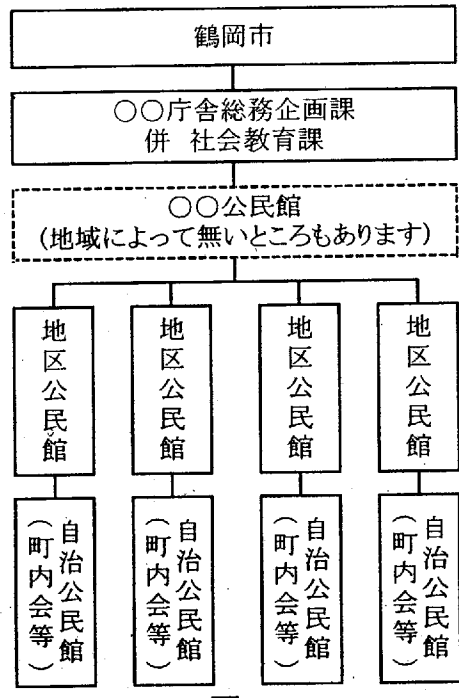
Q. 温海公民館はどうなる。

- A. 温海公民館は、廃止の予定です。公民館の担ってきた生涯学習機能は新組織が引継ぎ、その他の社会教育分野は、従来どおり社会教育課職員が担うこととなります。現在、鶴岡市で現存する公民館は、鶴岡市中央公民館、鶴岡市櫛引公民館、鶴岡市温海公民館の 3 館のみです。

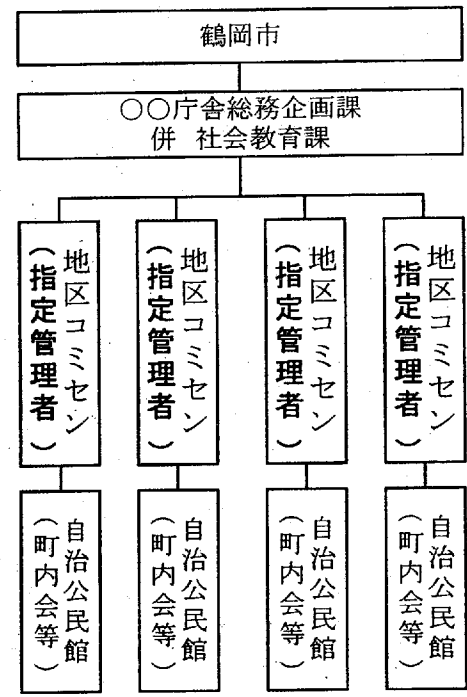
指定管理制度導入前、導入後の地域コミュニティ体系図

他地域の代表的な例

指定管理制度導入前

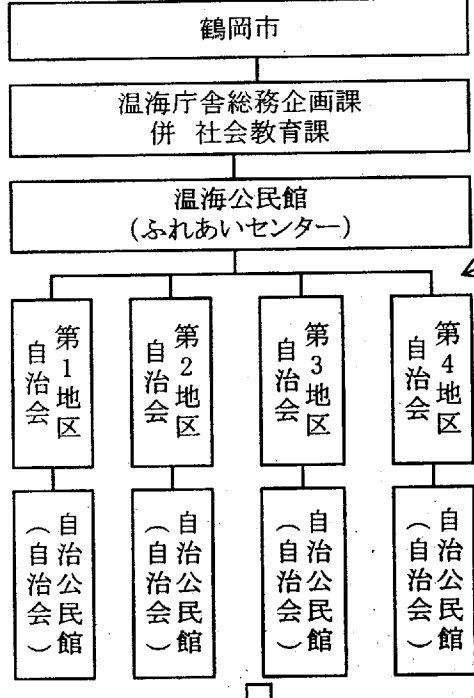


指定管理制度導入後



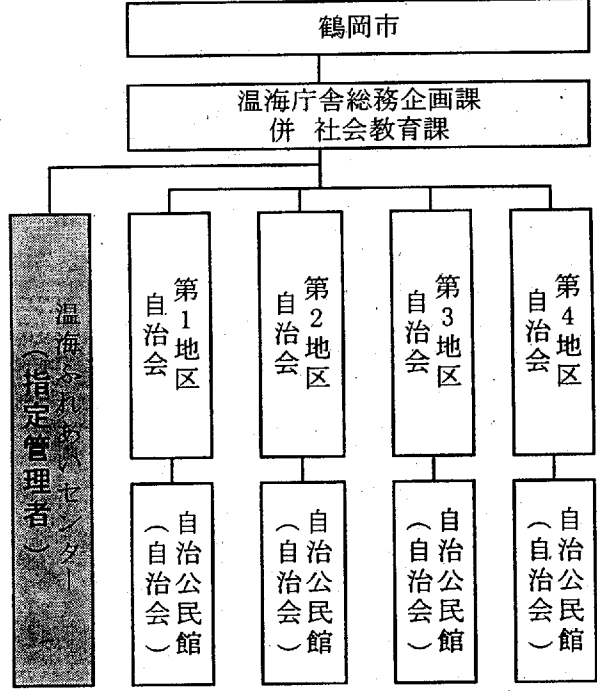
温海地域の場合

指定管理制度導入前



平成26年度に地区公民館から地区自治会に移行

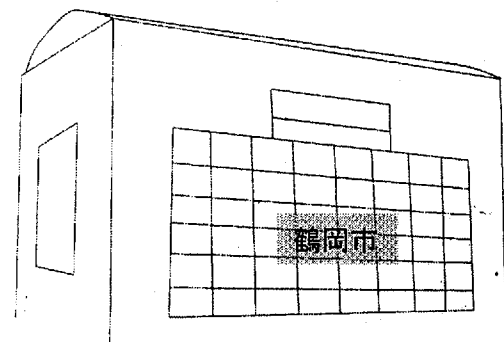
指定管理制度導入後



- 他地域では、概ね小学校区単位に由来からあった地区公民館をコミュニティセンターとして指定管理しております。施設の管理と従来から地区単位で行っていた公民館事業に加え、防災、福祉の機能も備えた運営となっています。
- 他地域の場合、自治公民館は、集落の集会場程度の利用が主なようです。
- これまで温海地域の公民館事業は、温海公民館(温海ふれあいセンター)で行ってました。今後は温海公民館を廃止し温海ふれあいセンターに指定管理制度を導入する予定です。ふれあいセンターの施設管理と温海公民館が行ってきた講座等の運営が指定管理者の主な業務になります。
- 平成26年度からスタートしている、福祉、防災、地域づくりを取り入れた地区自治会の活動につきましては、従来通りとなります。(活動拠点となる施設がないため、担当職員が出向いて事業を行う現在のスタイルが継続されます。)
- 指定管理者が行う講座等の事業は、地区自治会や自治公民館と一緒に運営するものもあります。概ね集落単位で運営している自治公民館活動も従来どおりとなります。

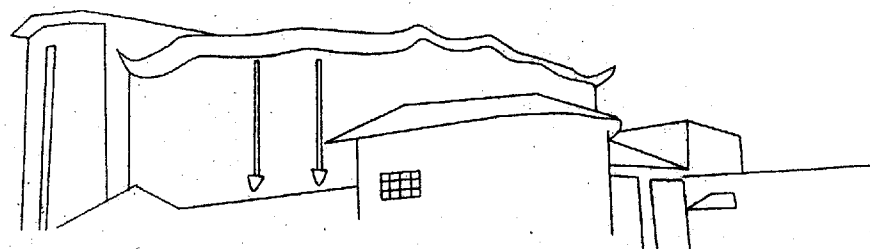
イメージ図

(平成27年度)



市職員がふれあいセンターに勤務し
施設の管理、公民館、各団体事務等
の業務を行っている

各団体の事業執行
(担当職員はふれセン勤務)



温海公民館(温海ふれあいセンター)

地区公民館運営審議会

各種団体
老人クラブ
婦人会
芸術文化協会
体育協会
スポーツクラブ等

地区自治会の事業執行
(担当職員はふれセン勤務)

地区自治会

連携

利用申請、許可

運営協力

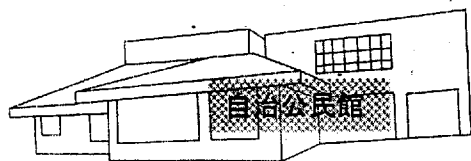
生涯学習推進員

連携

参画

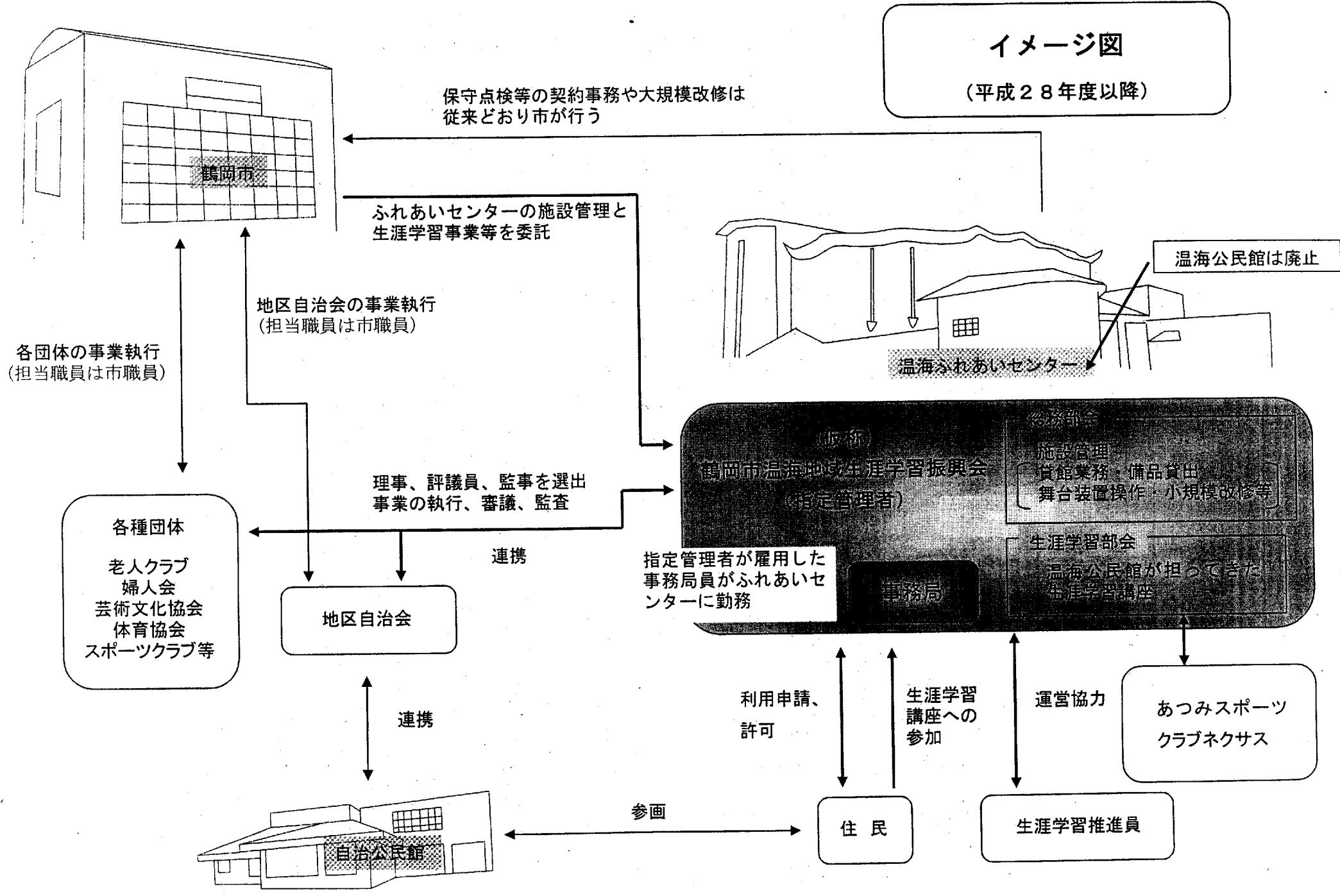
住民

生涯学習講座への参加



イメージ図

(平成28年度以降)



新組織設立と指定管理導入スケジュール (案)

